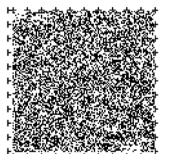
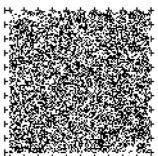


第 2 章

障害者・障害児を取り巻く状況

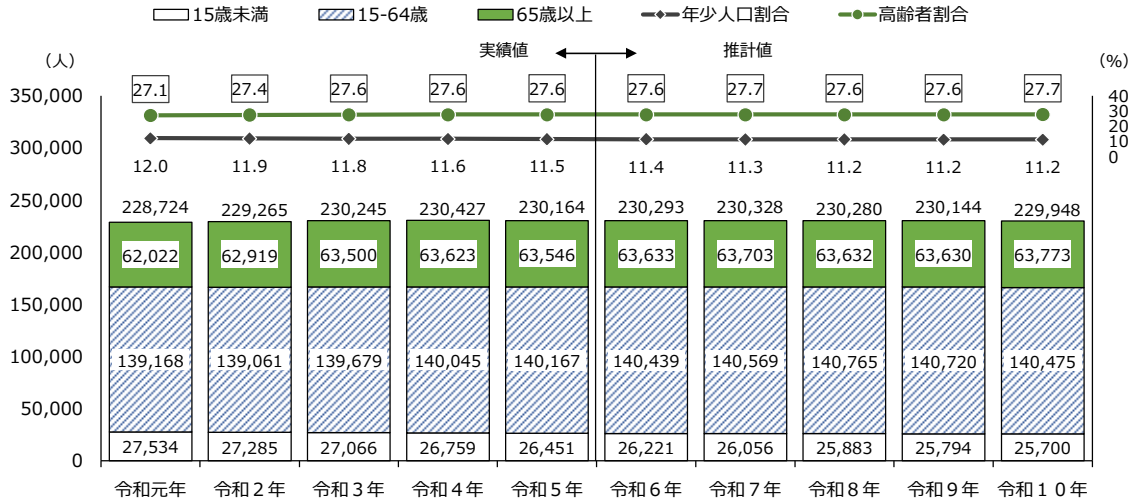




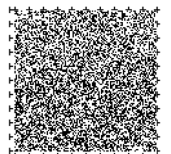
第2章 障害者・障害児を取り巻く状況

1 人口構造

本市の人口は、15～64歳までの生産年齢人口と65歳以上の高齢者が緩やかに推移している一方で、15歳未満の年少人口は減少しています。今後、生産年齢人口は令和8年をピークに減少基調に入っている中、高齢者人口は増えることが見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）、令和6年以降はコーホート要因法による推計値



2 障害者・障害児の現状

(1) 身体障害者手帳所持者

①等級別

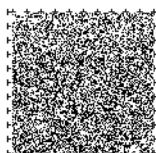
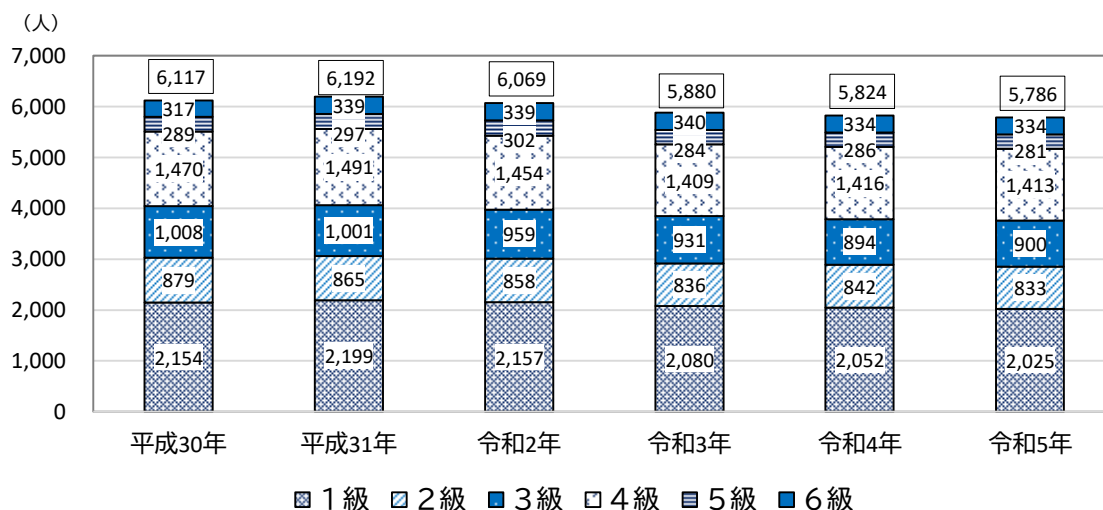
身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。

身体障害手帳所持者については、1級が最も多く、1・2級の重度障害が約半数を占めています。

単位：人

等級	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	2,154	2,199	2,157	2,080	2,052	2,025
2級	879	865	858	836	842	833
3級	1,008	1,001	959	931	894	900
4級	1,470	1,491	1,454	1,409	1,416	1,413
5級	289	297	302	284	286	281
6級	317	339	339	340	334	334
総数	6,117	6,192	6,069	5,880	5,824	5,786

※各年4月1日現在



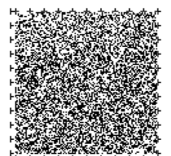
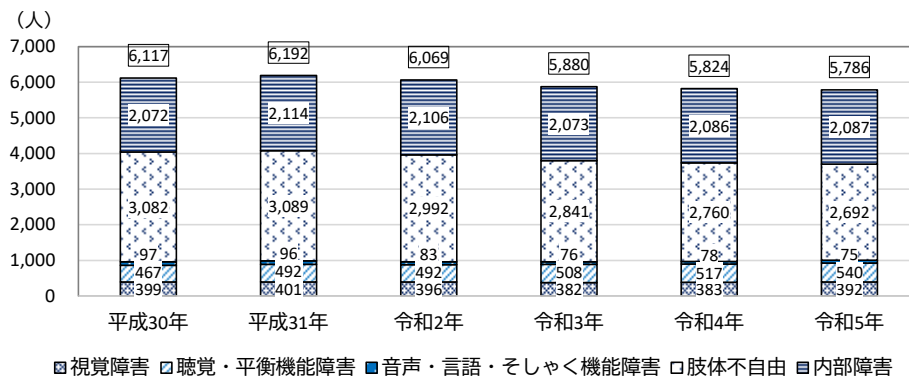
②障害別

身体障害者手帳所持者を障害別にみると、最も多いのは「肢体不自由」で、次に多い「内部障害」と合わせると8割を超えています。また、「聴覚・平衡機能障害」が増加傾向にあります。

単位：人

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	399	401	396	382	383	392
聴覚・平衡機能障害	467	492	492	508	517	540
音声・言語・そしゃく機能障害	97	96	83	76	78	75
肢体不自由	3,082	3,089	2,992	2,841	2,760	2,692
内部障害	2,072	2,114	2,106	2,073	2,086	2,087
総数	6,117	6,192	6,069	5,880	5,824	5,786

※各年4月1日現在



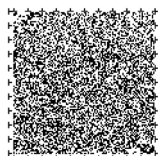
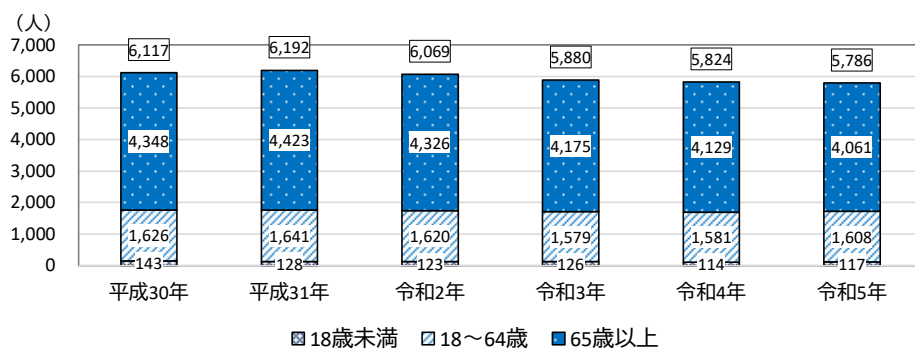
③年齢別

身体障害者手帳所持者を年齢別で見ると、手帳所持者の7割が65歳以上です。また、18歳未満は減少傾向、18～64歳は1,600人前後で推移していますが、65歳以上では平成31年をピークに減少傾向にあります。

単位：人

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	143	128	123	126	114	117
18～64歳	1,626	1,641	1,620	1,579	1,581	1,608
65歳以上	4,348	4,423	4,326	4,175	4,129	4,061
総数	6,117	6,192	6,069	5,880	5,824	5,786

※各年4月1日現在



(2) 療育手帳所持者

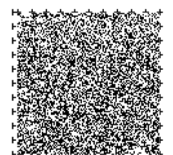
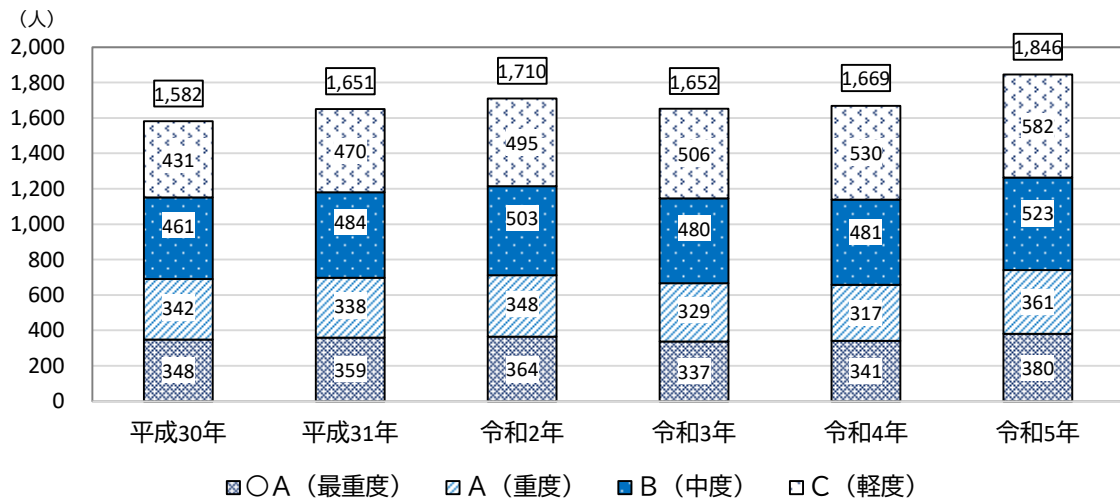
①等級別

療育手帳所持者数は年々増加しています。等級別にみると、令和5年時点で最も多いのは「C（軽度）」の手帳となっています。また、「B（中度）」は令和3年から令和4年にかけて減少しましたが、再び増加しています。「C（軽度）」と「B（中度）」を合わせると、手帳所持者の約6割を占めています。

単位：人

等級	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
○ A（最重度）	348	359	364	337	341	380
A（重度）	342	338	348	329	317	361
B（中度）	461	484	503	480	481	523
C（軽度）	431	470	495	506	530	582
総数	1,582	1,651	1,710	1,652	1,669	1,846

※各年4月1日現在



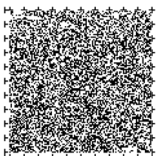
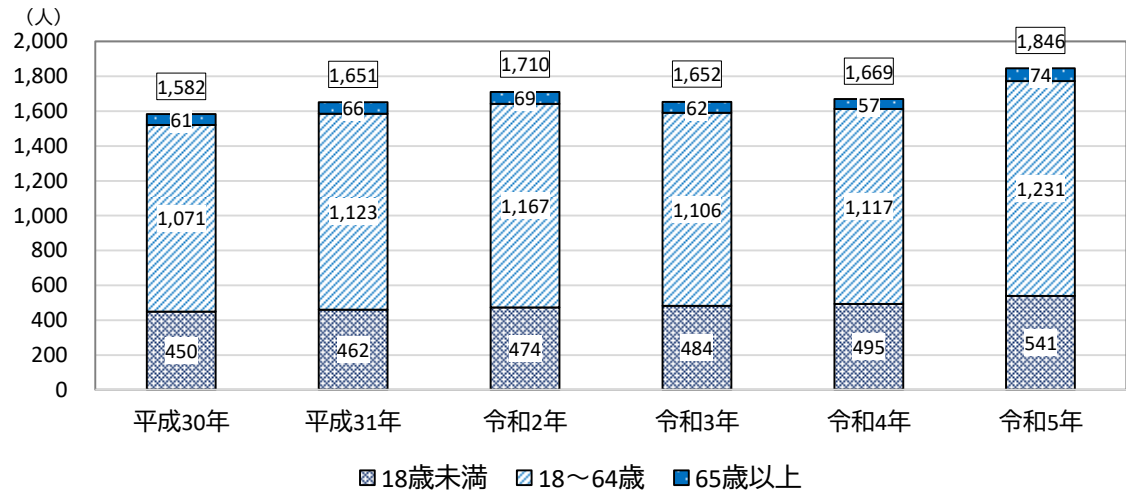
②年齢別

療育手帳所持者はすべての年代で増加しています。

単位：人

等級	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	450	462	474	484	495	541
18～64歳	1,071	1,123	1,167	1,106	1,117	1,231
65歳以上	61	66	69	62	57	74
総数	1,582	1,651	1,710	1,652	1,669	1,846

※各年4月1日現在



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

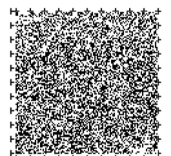
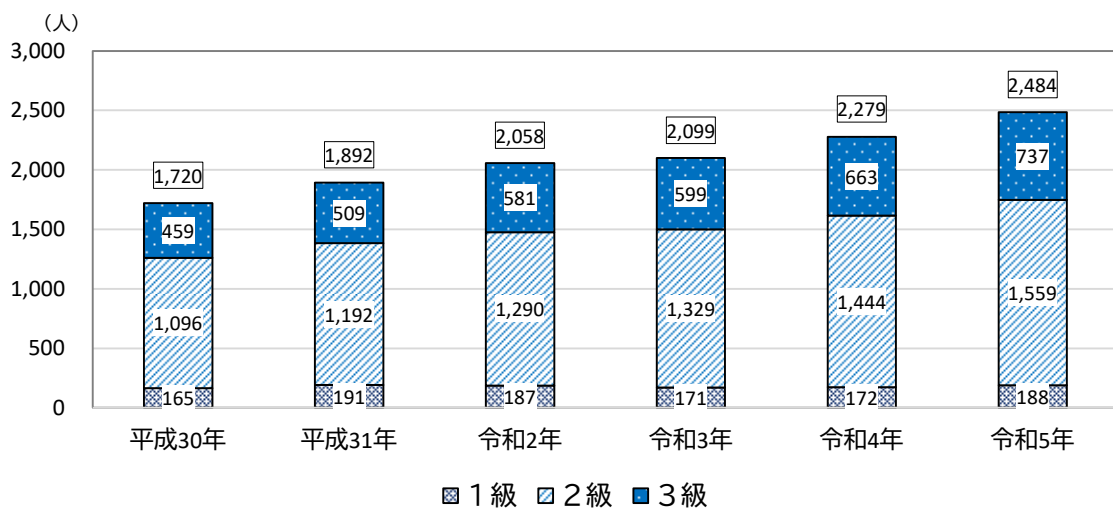
①等級別

精神障害者保健福祉手帳所持者は、「2級」及び「3級」の手帳所持者の伸び率が大きく、総数も増加しています。

単位：人

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	165	191	187	171	172	188
2級	1,096	1,192	1,290	1,329	1,444	1,559
3級	459	509	581	599	663	737
総数	1,720	1,892	2,058	2,099	2,279	2,484

※各年4月1日現在



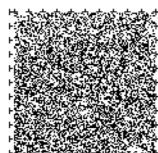
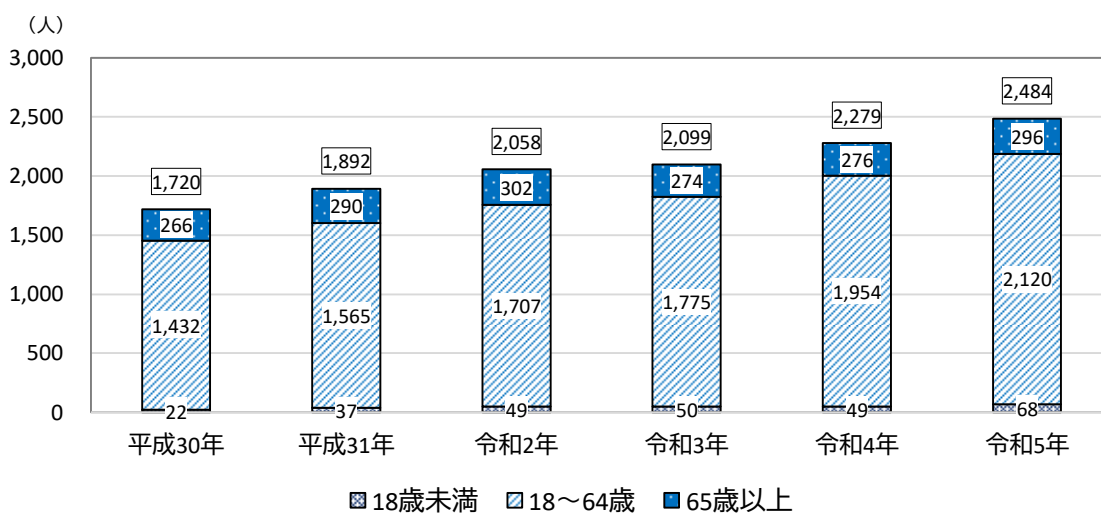
②年齢別

精神保健福祉手帳所持者は、18歳未満と18～64歳の増加が顕著となっています。65歳以上では令和2年をピークに減少した後、令和5年に再び増加しています。

単位：人

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	22	37	49	50	49	68
18～64歳	1,432	1,565	1,707	1,775	1,954	2,120
65歳以上	266	290	302	274	276	296
総数	1,720	1,892	2,058	2,099	2,279	2,484

※各年4月1日現在



(4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者

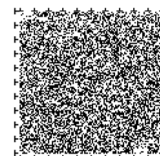
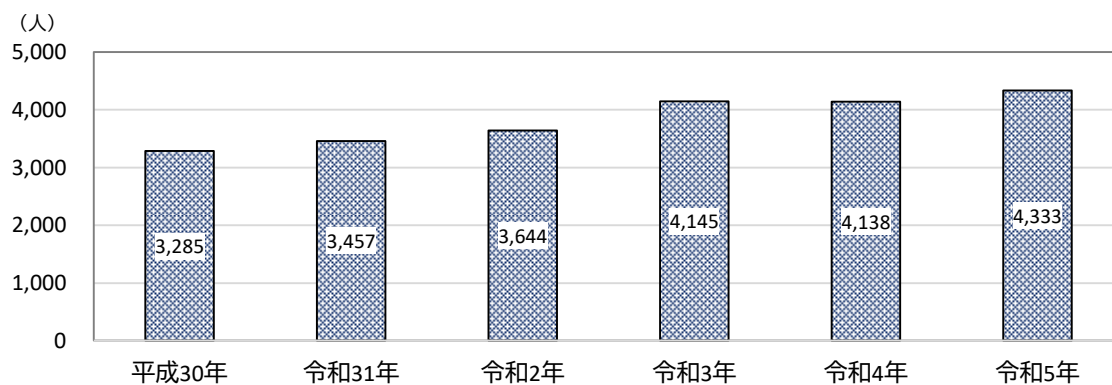
①受給者数

自立支援医療（精神通院医療）受給者は、令和3年に大幅に増加しました。翌令和4年は微減でしたが、令和5年では再び増加しています。

単位：人

区分	平成30年	令和31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	3,285	3,457	3,644	4,145	4,138	4,333

※各年4月1日現在



(5) 各種医療給付事業受給者

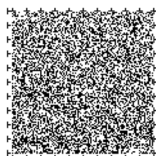
各種医療給付事業受給者数について、「指定難病」受給者、県単独指定難病と先天性血液凝固因子欠乏症等が微増していますが、小児慢性特定疾病は減少していることから、全体として受給者数は令和4年以降横ばいとなっています。

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病 ^{※1}	1,451	1,489	1,522	1,693	1,734	1,748
特定疾患 ^{※2}	2	2	1	1	1	1
県単独指定難病 ^{※3}	6	5	6	7	6	7
先天性血液凝固因子欠乏症等 ^{※4}	7	7	8	8	9	10
小児慢性特定疾病 ^{※5}	245	250	241	237	246	229
合計	1,711	1,753	1,778	1,946	1,996	1,995

資料：埼玉県鴻巣保健所（各年3月31日時点）

- ※1 原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病を「指定難病」といいます。令和3年11月1日に新たな医療助成の対象となる6疾病の追加が行われ、指定難病に係る医療給付の対象疾病は合計で338疾病（令和6年4月1日から3疾病が追加となり341疾病）になりました。
- ※2 対象となる疾患は、スモン、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎。
- ※3 対象となる疾患は、橋本病、特発性好酸球増多症候群（好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び好酸球性副鼻腔炎を除く。）、原発性骨髄線維症、溶血性貧血（自己免疫性溶血性貧血及び発作性夜間ヘモグロビン尿症を除く。）。
- ※4 対象となる疾患は、①第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症、②第Ⅱ因子（プロトロンビン）欠乏症、③第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症、④第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症、⑤第Ⅷ因子欠乏症（血友病A）、⑥第Ⅸ因子欠乏症（血友病B）、⑦第Ⅹ因子（スチュアートプラウア）欠乏症、⑧第Ⅺ因子（PTA）欠乏症、⑨第Ⅻ因子（ハイグマン因子）欠乏症、⑩第ⅩⅢ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症、⑪von willebrand（フォン・ヴィルブランド）病、⑫血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症。
- ※5 児童福祉法第19条の2に基づき、児童等の慢性疾患のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を県が助成し、小児慢性児童等の御家庭の医療費の負担軽減を図る制度です。対象となる疾病は国が指定した16疾患群788疾病です。各疾病には、一定の対象基準（疾病の状態の程度）が設けられています。



(6) 障害者手帳所持者数等の見込数の推移

①身体障害者手帳所持者

令和5年では5,786人でしたが、令和8年には5,655人、令和11年には5,528人になると見込まれます。

単位：人

区分	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
65歳未満	1,699	1,673	1,647	1,622	1,597	1,573
65歳以上	4,043	4,025	4,008	3,990	3,972	3,955
総数	5,742	5,698	5,655	5,612	5,569	5,528

※各年4月1日時点

※算出方法：過去8年分の実績値から変化率を算出し、変化率の平均値を求め、人口推計にかけ合わせました。

②療育手帳所持者

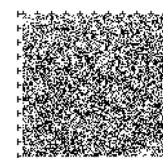
令和5年では1,846人でしたが、令和8年には2,062人、令和11年には2,304人になると見込まれます。

単位：人

区分	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
療育手帳所持者	1,915	1,987	2,062	2,140	2,220	2,304

※各年4月1日時点

※算出方法：過去8年分の実績値から変化率を算出し、変化率の平均値を求め、人口推計にかけ合わせました。



③精神障害者保健福祉手帳所持者

令和5年では2,484人でしたが、令和8年には3,057人、令和11年には3,761人になると見込まれます。

単位：人

区分	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
精神障害者保健福祉手帳所持者	2,662	2,852	3,057	3,275	3,510	3,761

※各年4月1日時点

※算出方法：過去8年分の実績値から変化率を算出し、変化率の平均値を求め、人口推計にかけ合わせました。

④自立支援医療（精神通院医療）受給者

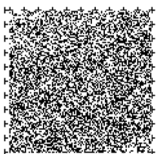
令和5年では4,333人でしたが、令和8年には5,137人、令和11年には6,090人になると見込まれます。

単位：人

区分	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
受給者数	4,586	4,854	5,137	5,437	5,754	6,090

※各年4月1日時点

※算出方法：過去8年分の実績値から変化率を算出し、変化率の平均値を求め、人口推計にかけ合わせました。



(7) 市内の特別支援学級数と児童・生徒数

①学級数

市内の特別支援学級数は、小学校では令和2年まで横ばいとなっていたましたが、近年では、小学校、中学校ともに、微増傾向です。

単位：学級

区分		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	知的	25	23	22	26	26	27
	肢体	0	0	0	0	0	0
	情緒	23	24	25	25	25	26
	計	48	47	47	51	51	53
中学校	知的	7	7	9	9	9	11
	肢体	1	1	1	1	1	0
	情緒	9	9	10	10	11	12
	計	17	17	20	20	21	23
合計		65	64	67	71	72	76

資料：学務課（各年5月1日時点）

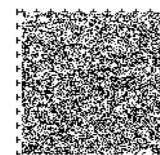
②児童・生徒数

特別支援学級に通う児童・生徒数は年々増加傾向にあります。特に小学校の児童の増加が顕著となっています。

単位：人

区分		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	知的	95	109	114	134	130	131
	肢体	0	0	0	0	0	0
	情緒	99	102	102	105	115	130
	計	194	211	216	239	245	261
中学校	知的	38	36	43	40	46	56
	肢体	1	1	1	1	1	0
	情緒	38	42	43	46	49	48
	計	77	79	87	87	96	104
合計		271	290	303	326	341	365

資料：学務課（各年5月1日時点）



(8) 市内在住者の通級指導教室の学級数と児童・生徒数

①学級数

令和5年5月1日時点で、小学校は2校、中学校は1校の通級指導教室を設置しています。
学級数は横ばいとなっています。

単位：学級

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	発達・情緒	2	2	2	2	2	2
	難聴・言語	3	4	3	3	3	3
	計	5	6	5	5	5	5
中学校	発達・情緒	1	1	1	1	1	1
	難聴・言語	1	0	0	0	0	0
	計	2	1	1	1	1	1
合計		7	7	6	6	6	6

資料：教育センター（各年5月1日時点）

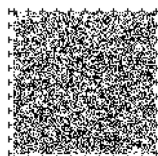
②児童・生徒数

通級指導教室を利用する児童・生徒数は、令和2年をピークに微減傾向です。

単位：人

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	発達・情緒	15	21	32	34	34	32
	難聴・言語	40	40	65	52	46	50
	計	55	61	97	86	80	82
中学校	発達・情緒	4	9	13	16	16	14
	難聴・言語	10	0	0	0	0	0
	計	14	9	13	16	16	14
合計		69	70	110	102	96	96

資料：平成30年～令和2年指導課、令和3年～令和5年学務課（各年5月1日時点）



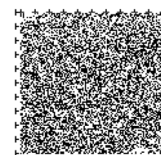
(9) 県立特別支援学校に就学する上尾市在住の生徒数

県立特別支援学校に就学する生徒数は、全体として令和3年以降、増加の傾向にあります。「小学部」の児童の増加が顕著となっています。

単位：人

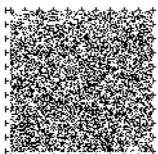
		平成 30年	31年	令和 2年	3年	4年	5年	
特別 支援 学校	幼稚 部	視覚障害	2	1	0	0	1	1
		聴覚障害	2	2	4	3	1	1
		病弱	0	0	0	0	0	0
		肢体不自由	0	0	0	0	0	0
		知的障害	0	0	0	0	0	0
		合計	4	3	4	3	2	2
	小学 部	視覚障害	2	3	3	3	3	3
		聴覚障害	3	4	3	6	7	8
		病弱	3	5	4	3	4	2
		肢体不自由	15	15	13	19	20	23
		知的障害	51	64	68	70	78	87
		計	74	91	91	101	112	123
	中学 部	視覚障害	1	0	1	1	1	0
		聴覚障害	1	1	2	2	2	2
		病弱	7	1	4	2	3	6
		肢体不自由	16	8	9	4	5	5
		知的障害	26	25	27	26	36	40
		計	51	35	43	35	47	53

資料：埼玉県特別支援教育課（各年5月1日時点）



			平成 30年	31年	令和 2年	3年	4年	5年
特別 支援 学校	高等 部	視覚障害	2	3	2	2	0	1
		聴覚障害	1	1	1	2	1	2
		病弱	0	0	0	0	0	0
		肢体不自由	21	21	16	13	8	10
		知的障害	111	91	78	90	84	98
		計	135	116	97	107	93	111
	高等 専 攻 科	視覚障害	2	2	1	1	1	2
		聴覚障害	0	0	0	0	0	0
		病弱	0	0	0	0	0	0
		肢体不自由	0	0	0	0	0	0
		知的障害	0	0	0	0	0	0
		計	2	2	1	1	1	2
合計			266	247	236	247	255	291

資料：埼玉県特別支援教育課（各年5月1日時点）



3 アンケートから見える現状

アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、障害者・障害児等の意見を反映させるため、市内の障害者・障害児及び一般市民、障害福祉サービス等に携わる事業所に対してアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

①市民アンケート

【調査時期】令和4年11月1日から令和4年11月30日

【調査対象】市内在住のそれぞれの調査対象から無作為抽出した市民

【調査方法】郵送配布・回収

調査対象	配布数	回収数（率）
ア.身体障害者手帳所持者	1,100	666（60.5%）
イ.療育手帳所持者	300	168（56.0%）
ウ.精神障害者保健福祉手帳所持者	350	169（48.2%）
エ.難病患者	200	121（60.5%）
オ.障害児（保護者）	150	82（54.6%）
カ.一般市民	900	376（41.7%）
計	3,000	1,582（52.7%）

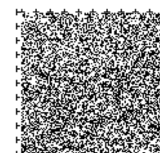
②事業所アンケート

【調査時期】令和5年8月16日から令和5年8月28日

【調査対象】令和3年度以降に利用実績がある上尾市内の事業所

【調査方法】メール配布・回収

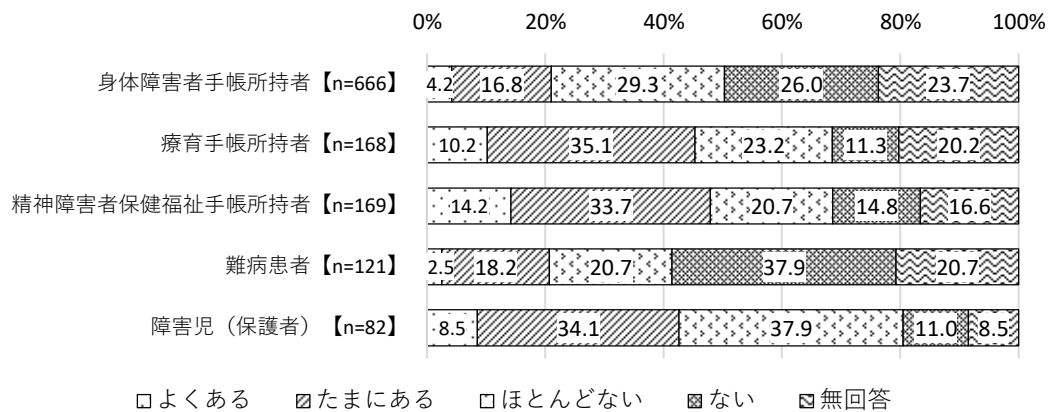
調査対象	事業者数	回収数（率）
事業所	152	101（66.4%）



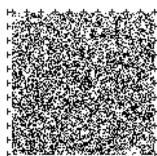
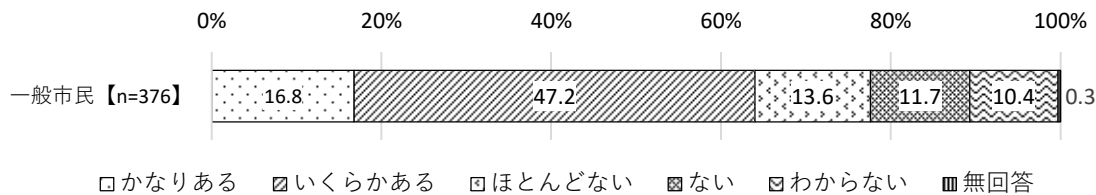
(1) 人権の尊重

①差別や偏見

「差別や偏見を感じること」について、「療育手帳所持者」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」、「障害児（保護者）」では、『ある（「よくある」、「たまにある」の合計）』の回答が多くなっています。



「一般市民」では、「障害のある人への差別・偏見」について、『ある（「かなりある」と「いくらかある」の合計）』の回答が6割を超えています。



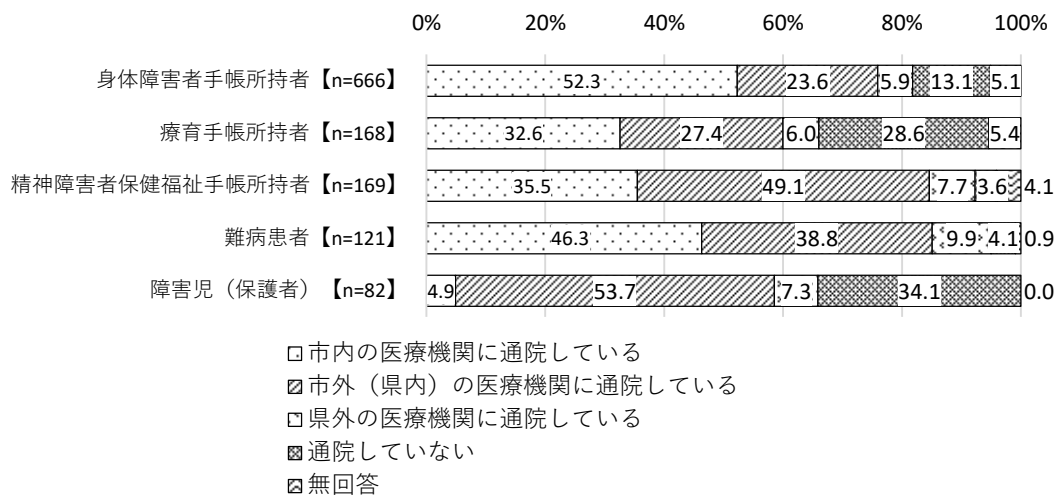
(2) 安心・安全の確保

①定期的な通院

回答者の半数以上の方が定期的に通院していることが分かります。

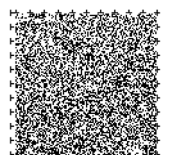
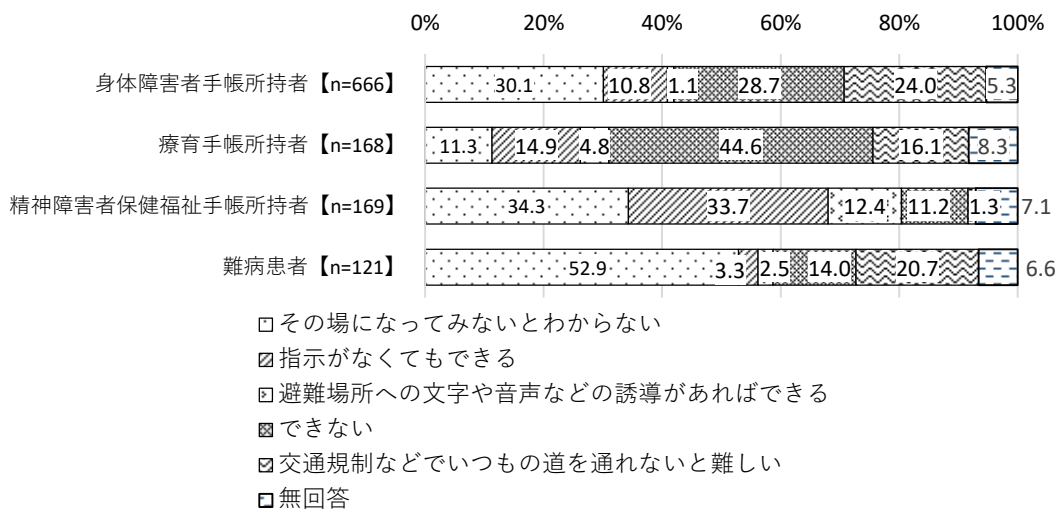
「精神障害者保健福祉手帳所持者」、「難病患者」、「身体障害者手帳所持者」では、定期的に通院している人の割合が高い傾向となっています。その一方で、「療育手帳所持者」と「障害児（保護者）」では、定期的に通院している人の割合は低くなっています。

また、障害特性に応じた専門性の高い医療が求められていることから、市外・県外の医療機関まで通院している人がいます。そのため、通院のための移動手段の確保が課題となります。



②災害時に一人で避難できるか

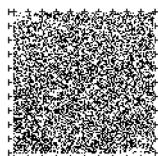
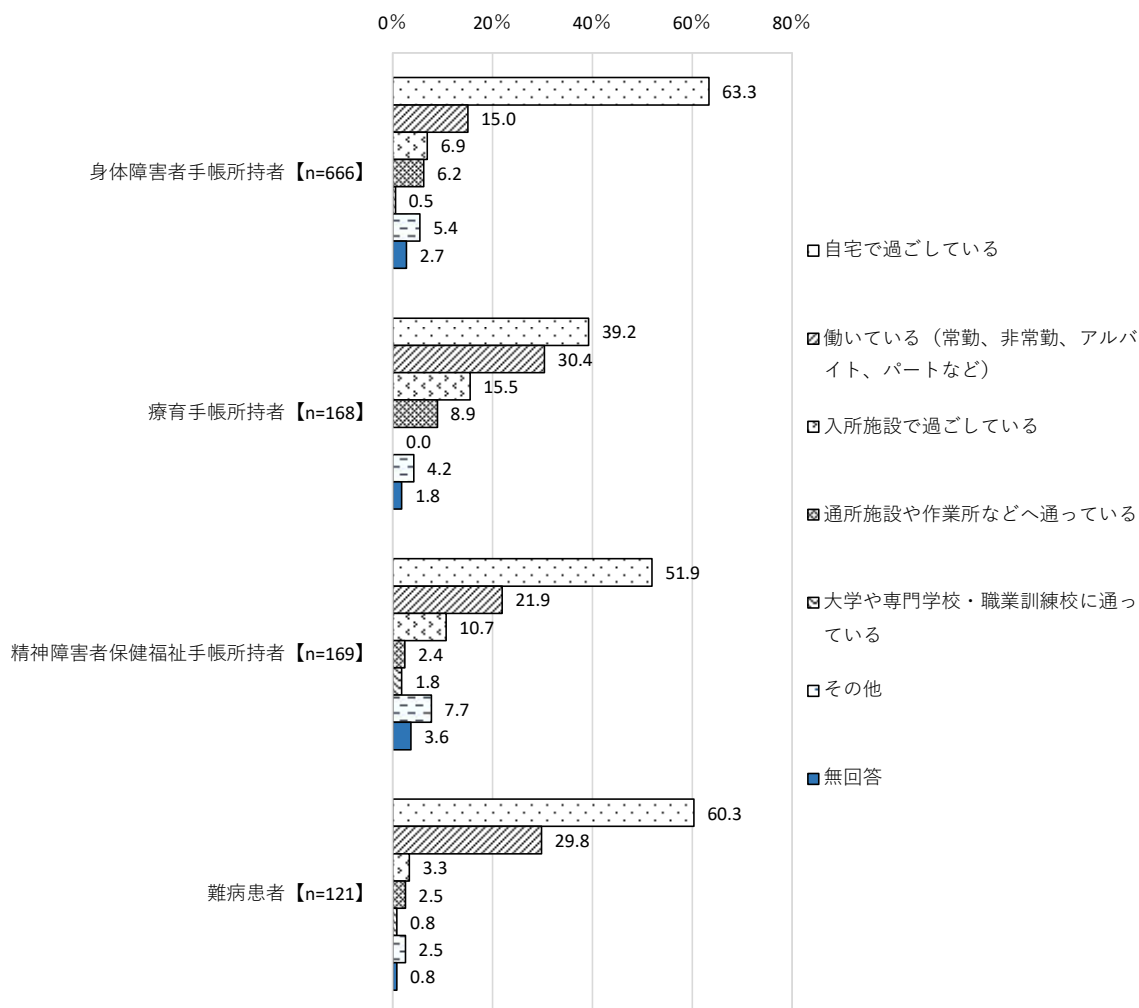
一人で避難所に避難できる人の割合は少ないことから、それぞれの障害特性に応じた避難支援が求められています。



(3) 日常生活・生活支援

①平日昼間の過ごし方

「自宅で過ごしている」の回答が最も多く、「療育手帳所持者」を除き、5割以上を占めています。次点が「働いている（常勤、非常勤、アルバイト、パートなど）」となっています。



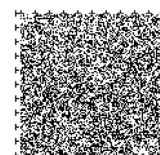
②現在の生活で困っていること

「将来の援助（介護）のこと」、「経済的なこと」の回答が多くなっており、このことに対する支援が求められていることがわかります。

また、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では、「就労のこと」や「相談相手を持つこと」、「療育手帳所持者」では、「趣味や生きがいを持つこと」や「相談相手を持つこと」の回答が多くなっていることから、就労や相談ごと等に対する問題をかかえている様子が見えます。

単位：％

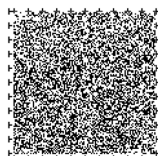
	身体障害者 手帳所持者 【n=666】	療育手帳所 持者 【n=168】	精神障害者 保健福祉手 帳所持者 【n=169】	難病患者 【n=121】
将来の援助（介護）のこと	42.0	55.4	35.5	31.4
経済的なこと	30.3	22.6	56.2	28.9
交通機関のこと	15.9	8.3	17.2	14.9
現在の援助（介護）のこと	12.8	8.9	4.7	5.0
必要な情報を得ること	11.0	14.9	17.2	10.7
趣味や生きがいを持つこと	10.5	15.5	30.2	7.4
リハビリのこと	10.2	4.8	5.3	9.9
相談相手を持つこと	9.9	15.5	39.1	4.1
家庭生活や家族関係のこと	9.2	10.1	28.4	12.4
住宅のこと	8.6	7.1	26.0	10.7
子どものこと	6.0	1.2	13.0	7.4
就労のこと	5.9	12.5	40.8	9.1
社会参加のこと	4.7	6.5	24.3	5.0
地域の理解を得ること	4.5	10.7	14.2	2.5
友達のこと	2.1	8.3	17.8	4.1
かかりつけの病院や歯科診療所がないこと	2.0	3.6	7.1	0.8
結婚のこと	1.5	6.0	13.6	0.8
教育・学習のこと	0.9	3.6	5.9	0.8
その他	6.2	8.3	8.3	4.1
無回答	24.3	17.9	11.2	31.4



障害児（保護者）では、「子どもの教育・学習のこと」、「子どもの将来の介助のこと」、「子どもの就労のこと」が多く将来への不安が強く、「子どもの教育・学習のこと」について、5割以上の保護者が不安に感じていることから、障害児に対する教育・学習への支援を行っていく必要があります。

単位：%

	障害児 (保護者) 【n=82】
子どもの教育・学習のこと	56.1
子どもの将来の介助のこと	39.0
子どもの就労のこと	37.8
子どもの社会参加のこと	32.9
経済的なこと	32.9
子どもの趣味や生きがい	30.5
必要な情報を得ること	25.6
子どもの友達のこと	22.0
あなたの就労のこと	19.5
子どもの現在の介助のこと	18.3
家庭生活や家族関係のこと	18.3
相談相手を持つこと	15.9
地域の理解を得ること	14.6
子どものリハビリのこと	13.4
子どもの結婚のこと	13.4
子どもの通学等の交通機関のこと	12.2
子どものかかりつけの医院や歯科診療所がないこと	11.0
あなたの趣味や生きがい	11.0
あなたの社会参加のこと	9.8
住宅のこと	7.3
その他	8.5
無回答	3.7



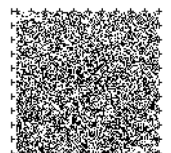
(4) 社会参加・就業等

①外出のときに不便に感じること

「精神障害者保健福祉手帳所持者」、「難病患者」を除き、「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとったりすることがむずかしい」の回答が多くなっています。「精神障害者保健福祉手帳所持者」では、「歩道が少ない・狭い」、「難病患者」では、「道路の段差、路面のでこぼこが多い」が多くなっています。

単位：％

	身体障害者 手帳所持者 【n=666】	療育手帳所 持者 【n=168】	精神障害者 保健福祉手 帳所持者 【n=169】	難病患者 【n=121】	障害児(保 護者) 【n=82】
自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとったりすることがむずかしい	33.0	36.3	23.1	4.1	35.4
道路の段差、路面のでこぼこが多い	21.3	17.3	23.7	30.6	13.4
歩道が少ない・狭い	18.3	13.1	26.0	22.3	31.7
駅や建物に階段や段差が多い	15.8	12.5	11.2	18.2	2.4
障害者用のトイレが少ない・使いにくい	14.9	12.5	6.5	9.9	9.8
標識・表示の案内がわかりにくい	14.1	8.3	5.3	8.3	2.4
エスカレーターやエレベーターがない・少ない	11.9	8.3	11.8	10.7	7.3
電車・バスの乗り降りが困難である	11.6	7.1	5.9	6.6	3.7
歩道に障害物が多い	10.8	6.5	8.9	9.9	2.4
手すりがない	7.8	4.8	8.9	7.4	2.4
駐車場がない・少ない	4.8	3.6	7.7	11.6	8.5
点字ブロック・音声式信号などの標示が不十分	3.2	0.6	1.2	1.7	0.0
その他	6.2	4.8	10.7	8.3	8.5
無回答	33.6	35.1	39.6	37.2	31.7



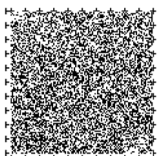
②社会活動参加状況

「療育手帳所持者」を除き、「サークル・趣味の会・自主グループ」の回答が多くなっています。「療育手帳所持者」では、「祭・行事」の回答が多くなっています。

その一方で、いずれも「参加したいと思わない」の回答が最も多くなっています。

単位：%

	身体障害者 手帳所持者 【n=666】	療育手帳所 持者 【n=168】	精神障害者 保健福祉手 帳所持者 【n=169】	難病患者 【n=121】
サークル・趣味の会・自主グループ	17.6	17.9	15.4	20.7
祭り・行事	9.9	22.0	8.9	9.1
自治会・子ども会・老人クラブなどの地域活動	8.1	1.2	1.2	5.8
障害者団体などの活動	4.7	16.1	12.4	2.5
ボランティア・NPO活動	4.4	3.0	6.5	8.3
その他	3.0	5.4	7.1	3.3
参加したいと思わない	35.3	29.2	45.6	38.8
無回答	32.4	26.8	20.1	30.6



③子どもの進路

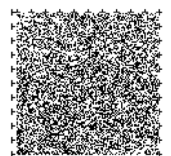
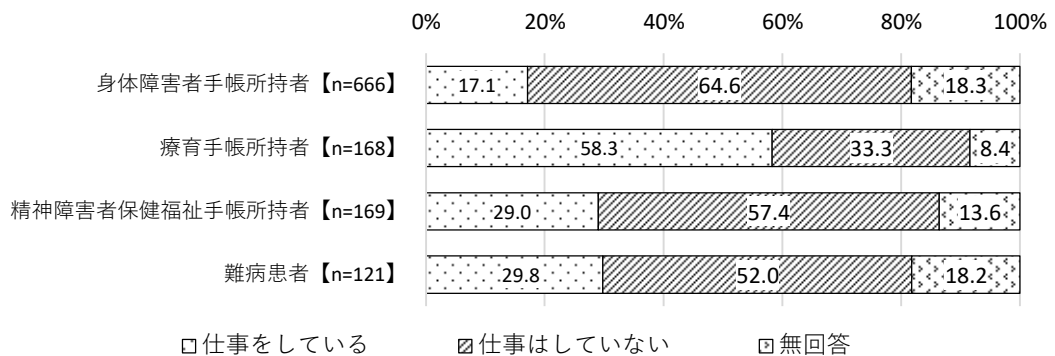
障害児の保護者が考える、希望する直近の進路は、「小学校（特別支援学級）」、「小学校（通常学級）」の回答が多くなっています。

単位：%

	障害児 (保護者) 【n=82】
小学校(特別支援学級)	18.4
小学校(通常学級)	14.6
特別支援学校中学部	9.8
特別支援学校高等部	9.8
幼稚園・保育園	8.5
中学校(特別支援学級)	7.3
特別支援学校小学部	6.1
中学校(通常学級)	4.9
高等学校	4.9
障害福祉サービスの利用	2.4
通園施設	1.2
就労	1.2
大学・短大・専門学校	0.0
職業訓練校など	0.0
その他	2.4
無回答	8.5

④就労状況

就労継続支援B型等、福祉的就労を含む就労の有無について、「仕事をしている」との回答が多いのは、「療育手帳所持者」の約6割となっています。一方で、「身体障害者手帳所持者」は約2割、「精神障害者保健福祉手帳所持者」と「難病患者」は約3割に留まっています。



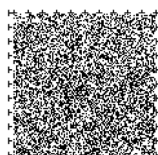
⑤働くために重要と思われること

「身体障害者手帳所持者」と「療育手帳所持者」では、「障害特性に配慮した職場環境の整備」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では、「企業・上司・同僚の理解」の回答が多く、受け入れ側の体制整備や従業員に対する教育等が求められています。

「難病患者」は「給料が充実していること」、「企業・上司・同僚の理解」への回答が多くなっています。

単位：％

	身体障害者 手帳所持者 【n=666】	療育手帳所 持者 【n=168】	精神障害者 保健福祉手 帳所持者 【n=169】	難病患者 【n=121】
障害特性に配慮した職場環境の整備	17.1	38.1	43.2	19.0
企業・上司・同僚の理解	16.5	31.5	44.4	26.4
健康管理等の支援	13.1	19.6	27.8	24.0
就職先の紹介等の支援	12.9	25.6	33.7	15.7
就職に必要な知識・技術等の取得	11.9	17.3	39.1	17.4
給料が充実していること	11.9	27.4	43.2	27.3
安全な通勤手段が確保されること	11.9	19.0	26.0	13.2
就職後の相談・支援(定着支援)	8.6	26.8	35.5	11.6
就労に必要なコミュニケーション技術等の習得	6.2	28.6	32.0	11.6
就労に向けた訓練施設の充実	6.0	17.9	24.9	9.9
在宅テレワークに対応できる環境整備	5.4	3.0	14.8	14.9
就職に向けた障害者(家族)の意識啓発	3.6	7.1	14.8	5.0
その他	1.8	3.6	7.1	1.7
特になし	19.5	7.1	8.3	9.9
無回答	45.2	27.4	18.9	36.4



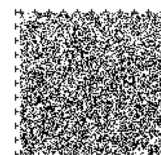
(5) 社会参加・教育

①相談相手

いずれも「家族」の回答が多く、身近な人に相談する傾向が強いことから、家族も含めて相談支援を利用できるよう整備する必要があります。次点以降でみると、「身体障害者手帳所持者」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」、「難病患者」、「障害児（保護者）」は、「病院・診療所などの主治医や職員」や「友人・知人」の割合が多く、傾向が似ていますが、「療育手帳所持者」では、「福祉施設や事業所の職員」の割合が多くなっています。

単位：％

	身体障害者 手帳所持者 【n=666】	療育手帳所 持者 【n=168】	精神障害者 保健福祉手 帳所持者 【n=169】	難病患者 【n=121】	障害児 (保護者) 【n=82】
家族	80.8	75.6	66.9	81.8	84.1
病院・診療所などの主治医や職員	24.5	16.1	43.8	28.1	34.1
友人・知人	21.6	13.7	33.1	33.1	36.6
親戚	14.6	11.3	10.1	12.4	17.1
福祉施設や事業所の職員	10.8	27.4	10.7	4.1	19.5
近所の人	9.0	2.4	4.7	9.1	9.8
市役所の職員	8.7	11.3	10.7	8.3	11.0
サービスを供給している事業者	8.0	12.5	9.5	3.3	29.3
民生委員・児童委員	7.7	1.2	1.8	6.6	0.0
障害者生活支援センターの職員	5.9	14.3	14.8	3.3	12.2
同じ障害のある人	4.8	6.0	15.4	1.7	22.0
身体障害者相談員・知的障害者相談員	3.6	10.1	3.6	1.7	1.2
職場の人	2.4	11.9	8.9	6.6	11.0
社会福祉協議会の職員	2.4	1.8	4.1	0.8	0.0
障害者の団体・家族会など	1.2	11.3	4.1	1.7	6.1
ボランティア・NPOの職員	0.9	1.8	1.2	1.7	1.2
その他	2.4	3.6	8.3	1.7	23.2
相談する人がわからない	4.8	5.4	8.3	1.7	2.4
相談する人がいない	4.2	1.8	10.1	5.0	1.2
無回答	5.6	8.9	7.1	5.8	3.7

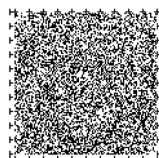


②障害のある人が暮らしやすい街をつくるために重要なこと

「相談窓口や情報提供の充実」と回答した人の割合が高く、「身体障害者手帳所持者」と「難病患者」では5割以上と、半数以上の人が必要なことと考えています。また、「療育手帳所持者」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」、「障害児（保護者）」では、「保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実」と回答した人が多く、「親亡き後」の生活に対する不安がある様子がうかがえます。

単位：％

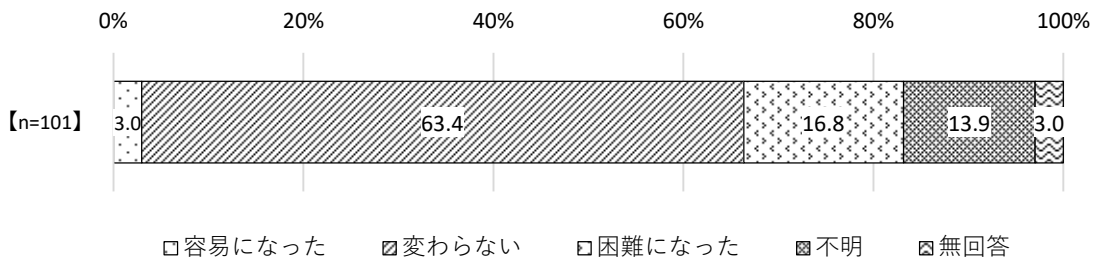
	身体障害者 手帳所持者 【n=666】	療育手帳所 持者 【n=168】	精神障害者 保健福祉手 帳所持者 【n=169】	難病患者 【n=121】	障害児 (保護者) 【n=82】
相談窓口や情報提供の充実	51.2	45.2	50.9	66.9	51.2
段差などがなく利用しやすい公共施設・交通機関等の整備	39.9	16.7	26.6	33.1	22.0
ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実	33.9	22.0	24.9	39.7	14.6
保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実	33.5	75.6	51.5	36.4	59.8
日常生活に必要な移動支援の充実	33.3	19.6	27.2	36.4	19.5
防災や安全対策など安心して暮らせるまちづくりの推進	31.2	24.4	27.8	33.1	19.5
障害者が住みやすい住宅の確保や居住環境の改善・整備	29.0	31.0	35.5	30.6	30.5
障害や病気に対する周囲の理解のための普及・啓発	23.7	32.7	44.4	32.2	43.9
機能回復や地域生活に必要な訓練の充実	21.2	13.7	24.3	19.0	22.0
福祉機器の利用のための助成	20.7	6.0	14.8	23.1	14.6
障害への理解や交流の促進	18.3	38.7	37.3	17.4	42.7
入所施設の整備や施設運営の改善	17.7	40.5	15.4	22.3	20.7
障害の早期発見・早期療育体制の充実	15.3	17.3	31.4	22.3	47.6
障害特性にあった適切な保育、教育の充実	14.7	26.2	29.0	23.1	70.7
通所施設の整備や施設運営の改善	13.5	32.7	16.0	19.0	35.4
企業などでの就労に向けた支援や雇用環境の整備	12.2	20.8	38.5	16.5	40.2
障害児学童保育の充実	10.5	11.9	14.2	14.9	45.1
グループホームなど地域での生活の場の整備	10.4	41.1	16.0	12.4	25.6
スポーツ・レクリエーション活動の充実	9.2	12.5	16.6	12.4	18.3
異なる機能や役割を持つ様々な組織や団体の連携の強化・充実	9.2	7.7	19.5	12.4	15.9
ボランティア活動などの地域活動の促進	8.3	7.7	14.8	12.4	8.5
生涯学習や文化活動の充実	8.0	7.1	17.8	13.2	13.4
小中学校における福祉教育の充実	6.9	10.7	16.0	13.2	36.6
創作的活動や生活習慣習得などができる場の整備	5.6	7.7	17.8	6.6	18.3
その他	4.1	4.2	7.1	5.0	7.3
特になし	6.5	6.0	6.5	0.8	0.0
無回答	7.4	4.8	3.0	6.6	4.9



(6) 事業所アンケート

①利用者の確保

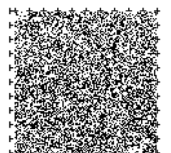
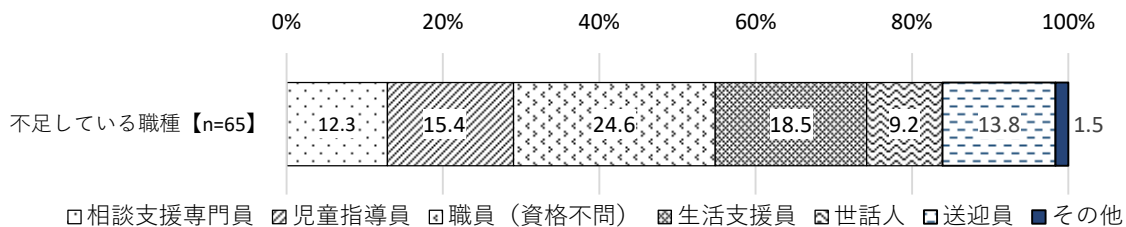
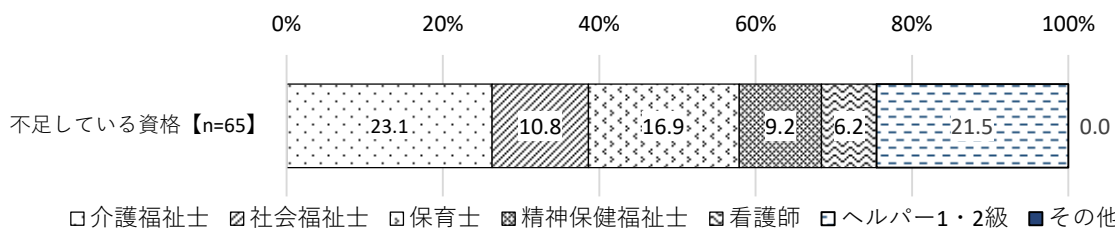
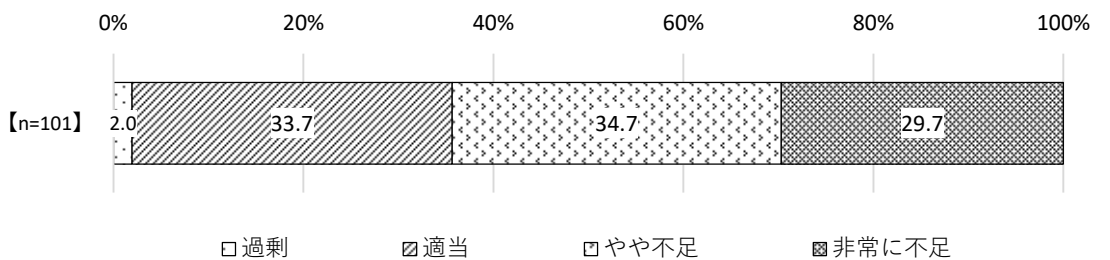
3年前と比較した利用者確保の変化について、63.4%が「変わらない」と回答していますが、16.8%が「困難になった」と回答しています。



②職員の過不足

職員数について、64.4%が『不足（「やや不足」と「非常に不足」の合計）』と回答しています。

『不足』と回答した事業所に、「不足している資格」と「不足している職種」を尋ねたところ、「不足している資格」では、「介護福祉士」、「ヘルパー1・2級」の回答が多くなっています。「不足している職種」では、「職員（資格不問）」の回答が多くなっています。



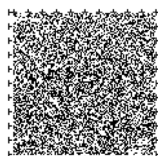
③事業所運営上の課題

事業所運営上の課題を「人材確保等」と「設備・整備等」に分けてみると、「人材確保等」では、「従業員の確保」、「若手職員の確保・育成」、「従業員の質の向上」の回答が多くなっており、従業員の確保方策、育成・研修に係ることが課題と考えられます。

「設備・整備等」では、「経営（収支）状況の改善」、「内部研修の充実」、「労働環境の整備」の回答が多くなっており、事業所運営の根本となる収支状況や人材、労働環境に対する情報提供が課題と考えられます。

単位：％

		【n=101】
人材確保等	利用者の確保	37.6
	従業員の確保	66.3
	若手職員の確保・育成	58.4
	専門職員の確保	39.6
	従業員の質の向上	56.4
	夜間、緊急時の対応	7.9
	医療的ケア児への対応	2.0
	重症心身障害児（者）への対応	6.9
	強度行動障害児（者）への対応	11.9
	苦情や事故への対応	1.0
設備・整備等	工賃の向上	15.8
	施設の老朽化	11.9
	制度改正への対応	12.9
	労働環境の整備	20.8
	内部研修の充実	27.7
	外部研修の充実	11.9
	多職種連携	7.9
	経営（収支）状況の改善	37.6
その他	特になし	1.0
	その他	2.0



4 まとめ

①障害者手帳所持者の変化

本市の人口は、令和7年前後をピークに減少することが見込まれますが、身体障害者手帳所持者は令和2年から減少傾向、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院医療）、各種医療給付事業受給者の数は、今後も伸びることが見込まれます。また、障害の重度化、障害者手帳所持者を中心とした高齢化が顕著になっています。今後、これらの傾向を踏まえた施策の展開やサービス需要の増加を視野に入れた供給体制の整備について検討する必要があります。

②「人権の尊重」施策に関する現状

「一般市民」の6割以上が、障害のある人への差別・偏見が「ある」と考えています。

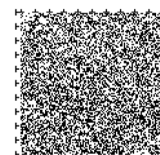
一方で、「療育手帳所持者」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」、「障害児（保護者）」では、4割以上が差別や偏見を感じると考えています。

差別や偏見の解消に向けて、それぞれの障害特性を学び、相互理解を促していく取組が必要です。

③「安心・安全の確保」施策に関する現状

多くの障害者手帳所持者の人は、定期的に病院に通院しています。通院先は手帳種別によって異なっており、「身体障害者手帳所持者」は市内の医療機関の割合が高く、「療育手帳所持者」と「障害児（保護者）」は、市外の医療機関の割合が高くなっており、それぞれの通院状況や障害特性に応じた移動手手段の支援、確保が必要です。

災害時の避難では、「その場になってみないとわからない」、「（一人で避難）できない」の割合が高いことから、災害状況や障害特性に応じた適切な避難支援ができるよう、日頃からの避難訓練や避難誘導體制の確認を行っていく必要があります。また、避難所・避難場所の周知を徹底するとともに、住民の協力を得ながら、災害発生時における援護体制の整備を進めることも大切です。



④ 「日常生活・生活支援」施策に関する現状

平日昼間の過ごし方では、「自宅で過ごしている」の割合が「療育手帳所持者」を除くいずれの障害者手帳所持者でも5割を上回るなど、高くなっています。外出機会を増やすためにも、移動手段の確保やサービス提供などが重要になります。

現在の生活での困りごとでは、「将来の援助（介護）」、「経済的なこと」、「子どもの教育・学習のこと」、「子どもの将来の介助のこと」、「子どもの就労のこと」が挙げられています。

また、「障害のある人が暮らしやすい街をつくるために重要なこと」では、「相談窓口や情報提供の充実」、「保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実」の回答割合が高くなっています。

障害の有無に関わらず、誰もが安心安全に住み慣れた地域で暮らすことができる地域共生社会の構築に取り組んでおり、市役所、障害者相談支援事業所、福祉関係団体、サービス提供事業所などが活発に情報提供や意見交換を行い、障害者のライフステージに応じた、長期的視点に立った継続的な支援を行っていく必要があります。

⑤ 「社会参加・就労等」施策に関する現状

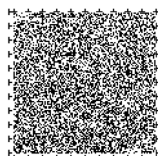
外出のときに感じる不便では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」、「難病患者」を除き、「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとったりすることがむずかしい」の回答が多くなっています。

社会活動への参加状況は、「療育手帳所持者」を除き、「サークル・趣味の会・自主グループ」が多く、「療育手帳所持者」では、「祭・行事」が多くなっています。その一方で、「参加したいと思わない」の回答がいずれの障害者手帳所持者でも多くなっていることから、社会活動への参加を促す取組に、移動手段等といった外出支援施策と一緒に取り組んでいく必要があります。

また、道路や歩道、公共施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインを考慮した環境整備も引き続き重要となります。

就労状況は、「療育手帳所持者」で約6割、「身体障害者手帳所持者」は約2割、「精神障害者保健福祉手帳所持者」と「難病患者」は約3割に留まっています。

また、働くために重要なことでは、「障害特性に配慮した職場環境の整備」、「企業・上司・同僚の理解」が多く挙げられており、受け入れ側の体制整備や従業員に対する教育等が求められており、取組に必要な情報等を発信していく必要があります。



⑥事業所

事業所では、職員が足りていない事業所が多くみられました。その中で、不足している資格（所有者）は、「介護福祉士」、「ヘルパー1・2級」といった専門性の高い資格に対するニーズが高くなっています。また、不足している職種では、「職員（資格不問）」と、人的資源が不足しています。また、事業所運営上の課題でも、「従業員の確保」、「若手職員の確保・育成」、「従業員の質の向上」といった人材に関する課題が上位に挙げられていることから、従業員の確保方策をはじめ、育成・研修支援、離職防止の取組等を推進していく必要があります。

